

平成23年度国土交通省税制改正要望（主要項目）の結果概要

I. 成長戦略促進税制

平成22年12月16日

1. 航空分野

- ①国際競争力強化のため航空機燃料税の引き下げ
- ②関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に係る登録免許税等の特例措置の創設等

2. 海洋分野

- ①国際コンテナ戦略港湾（仮称）における外貿埠頭公社の民営化に係る登録免許税の軽減措置の創設
- ②港湾経営の民営化のための港湾経営会社（仮称）に係る固定資産税等の軽減措置の創設
- ③外航船舶に係る特別償却・買換特例の延長

3. 国際展開・官民連携分野 ～コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設

4. 住宅・都市分野

- ①大都市の再生に係る課税の特例措置の延長
- ②①の特例措置のうち、国際競争拠点の重点的な整備促進のための登録免許税、不動産取得税等の軽減措置の拡充等
- ③Jリート・特定目的会社に係る不動産取得税の特例措置の延長

II. 地球温暖化対策・環境関連税制

1. 地球温暖化対策のための税（石油石炭税の税率の上乗せの特例）におけるモーダルシフト等の推進、公共交通の利用促進に資する事業等に係る特例措置の創設等

- ①国内の海運、鉄道、航空用の燃料への「地球温暖化対策のための課税の特例」（石油石炭税の税率の上乗せの特例）に係る免税・還付措置の創設
- ②営業用トラック・バスに係る運輸事業振興助成交付金制度の継続等

2. 省エネ・グリーン化の推進

- ①省エネ鉄道車両に係る固定資産税の軽減措置の延長
- ②スーパーエコシップ等の内航環境低負荷船に係る特別償却・買換特例の延長
- ③国際競争力強化及び環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る特例措置の延長
- ④通勤交通のグリーン化を促すため、交通用具常例使用時の通勤手当非課税制度の適正化

III. 安全・安心・セーフティネット関連税制

1. 地域公共交通確保・維持・改善へ向けた関連税制の整備

- ①離島の船舶・小型航空機に係る固定資産税の軽減措置について、新規取得分以外も対象としたうえ軽減率を拡充。離島の船舶の特例について離島の航空機と同様に適用期限を撤廃
- ②生活交通路線の乗合バスの自動車取得税に係る非課税措置の対象の見直し
- ③地方鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の軽減措置について延長・軽減率を拡充

2. 離島地域等の振興と地域の自立・活性化

離島地域等の振興に係る特例措置（工業用機械等の特別償却）の拡充・延長

3. 住まいの質の向上

- ①サービス付き高齢者住宅（仮称）の本格的展開のための割増償却制度及び固定資産税の減額措置の延長、不動産取得税の1200万円控除の適用要件緩和
- ②既存住宅のバリアフリー改修・省エネ改修をした場合の所得税の税額控除を延長
- ③住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の軽減措置を延長
- ④バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置について延長

4. 水害対策の推進 ～雨水貯留浸透施設設置に係る特例措置の延長

IV. 来年度以降の検討事項

1. トン数標準税制の拡充・外航船舶に係る固定資産税の軽減措置の拡充

2. 観光立国推進のためのホテル・旅館の建物の固定資産評価の見直し

3. 小笠原諸島における旅館業用建物等に係る特別償却制度の新設

4. 「新しい公共」によるコミュニティ活動支援ファンドへの投資に対する特例措置の創設

5. 関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に係る準備金制度等の特例措置の創設

平成23年度国土交通省関係税制改正の概要

平成22年12月16日

I. 成長戦略促進税制

1. 航空分野

①我が国航空会社の国際競争力強化のための航空機燃料税の引き下げ

本	則：26,000円→3年間18,000円
沖縄路線	：13,000円→1年間 9,000円※現行の沖縄振興特別措置法の期限到来時迄
離島路線	：19,500円→3年間13,500円

②関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に係る特例措置の創設等

- ・ 関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合の円滑な実施を図るため、会社設立、資産承継等に係る税制上の所要の措置を創設（登録免許税等）
- ・ 関西国際空港株式会社等に係る登録免許税の軽減措置の1年延長

2. 海洋分野

①国際コンテナ戦略港湾（仮称）における外貿埠頭公社の民営化に係る登録免許税の軽減措置の創設

外貿埠頭公社の民営化の際の登録免許税の軽減措置(20/1000→2年間15/1000)を創設

②港湾経営の民営化のための港湾経営会社(仮称)に係る固定資産税等の軽減措置の創設

港湾経営会社（仮称）の新規取得設備に係る固定資産税の軽減措置(国際コンテナ戦略港湾（仮称）10年間1/2・一定の重要港湾10年間2/3)を創設

③外航船舶に係る特別償却・買換特例の延長

外航船舶に係る特別償却・買換特例について環境要件を見直したうえ延長（特別償却2年延長、買換特例3年延長）

3. 国際展開・官民連携分野

○コンセッション方式導入に伴うPPP/PFI事業のための税制措置の創設

インフラ等の事業運営に関する権利（事業権）を長期間付与するコンセッション方式に関し、事業権を事業期間内で償却できる措置を創設（所得税・法人税）

4. 住宅・都市分野

①国際競争力の強化その他経済活力の向上を図るための大都市再生税制の拡充・延長

都市再生緊急整備地域及び新設する特定都市再生緊急整備地域（仮称）における認定事業に係る課税の特例措置について、対象要件を一部見直しのうえ、以下の内容で2年延長

所得税・法人税：割増償却（都市（特定含む）5年間5割増償却）
登録免許税：所有権の保存登記の軽減税率（特定 23年度0.15%、24年度0.20%、都市0.30%（本則0.40%））
固定資産税等：課税標準の特例（特定1/2、都市3/5、いずれも5年間）
不動産取得税：課税標準の特例（特定1/2、都市4/5）

②Jリート・特定目的会社に係る課税標準の特例措置の延長

Jリート等が不動産を取得する際の不動産取得税の特例措置について、課税標準の特例を2/5（現行1/3）としたうえで、2年延長

Ⅱ. 地球温暖化対策・環境関連税制

1. 地球温暖化対策のための税（石油石炭税の税率の上乗せの特例）におけるモーダルシフト等の推進、公共交通の利用促進に資する事業等に係る特例措置の創設等

①国内の海運、鉄道、航空の燃料への「地球温暖化対策のための課税の特例」（石油石炭税の税率の上乗せの特例（76銭/ℓ））に係る免税・還付措置の創設

②営業用トラック・バスに係る運輸事業振興助成交付金制度の継続。交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等を受け所要の措置

③物流・交通の省エネ化のための方策を実施

2. 省エネ・グリーン化の推進

①交通部門における省エネ化促進のための特例措置

・省エネ性能に優れた鉄道車両に係る固定資産税の軽減措置について、要件等を見直したうえで2年延長（2/3、中小民鉄等3/5）

・スーパーエコシップ等の内航環境低負荷船の普及促進のため、法人税の特別償却・買換特例について環境要件を見直したうえで延長（特別償却2年延長、買換特例3年延長）

②国際競争力強化及び環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る特例措置の延長

所得税・法人税の割増償却（10%）、固定資産税等軽減措置（1/2等）について、立地要件を見直したうえで2年延長

③通勤交通のグリーン化促進

交通用具常例使用時において、公共交通機関の実際の利用の有無にかかわらず、実費相当額を超えて公共交通運賃相当額を上限としてきた所得税の通勤手当非課税限度額「みなし規定」の適正化

Ⅲ. 安全・安心・セーフティネット関連税制

1. 地域公共交通確保・維持・改善へ向けた関連税制の整備

- ①離島の船舶に係る固定資産税の軽減措置について、新造船に限定せず、就航している全船舶を対象としたうえ軽減率を拡充（取得後5年間1/6、その後5年間1/3→永久に1/6）。2年毎の適用期限を撤廃
- ②離島の小型航空機に係る固定資産税の軽減措置について、就航している全小型航空機を対象化のうえ軽減率を拡充（取得後3年間1/4、その後3年間1/2→永久に1/4）。
- ③生活交通路線の乗合バスの自動車取得税に係る非課税措置の対象について、都道府県が条例で定める路線に見直し
- ④地方鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の軽減措置について軽減率を拡充（5年間1/2→1/3）のうえ2年延長

2. 離島地域等の振興と地域の自立・活性化

○離島地域等の振興に係る特例措置の拡充・延長

離島等における工業用機械等に係る法人税・所得税の特別償却制度（機械・装置10%等）について、対象業種を以下のとおり見直したうえで2年延長

- | | | |
|---|------------------------------|---|
| （ | 半島：旅館業を除外し、農林水産物等販売業を追加 | ） |
| | 離島：農林水産物等販売業を除外し、情報サービス業等を追加 | |
| | 奄美：旅館業を除外（過疎地域における特別償却制度で措置） | |

3. 住まいの質の向上

①サービス付き高齢者住宅（仮称）の本格的展開のための税制措置

サービス付き高齢者住宅の本格的展開を促進するため、一定の住宅について以下の税制上の措置を2年間適用

- | | | |
|---|--|---|
| （ | 固定資産税等： 床面積30㎡以上の住宅について、課税標準5年間1/3 | ） |
| | 不動産取得税： 床面積30㎡以上の住宅について、課税標準1200万円控除 | |
| | 所得税・法人税： 床面積25㎡以上の住宅について、割増償却（5年間40%等） | |

②住宅のリフォーム工事（バリアフリー・省エネ）をした場合の税額控除の延長

改修工事費用等の10%を所得税額から控除できる特例措置について、バリアフリー改修の所得税控除額の限度額を「23年度：20万円、24年度：15万円」と変更の上、2年延長。省エネ改修については、限度額は現行通り（20万円）とし、補助金等の交付がある場合の調整措置を講じることとしたうえで2年延長

③住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

住宅用家屋の登録免許税の軽減税率（所有権の保存登記0.15%（本則0.40%）、所有権の移転登記0.30%（本則2.00%）、抵当権の設定登記0.10%（本則0.40%））について、2年延長

④バリアフリー法に基づく認定特定建築物の割増償却の延長（所得税・法人税）

バリアフリー法に基づく認定を受けた特別特定建築物（2,000㎡以上）に対する所得税・法人税の割増償却制度（5年間10%）について、対象建築物から床面積5万㎡以上の建築物を除外したうえで、2年延長

4. 水害対策の推進

○雨水貯留浸透施設設置に係る特例措置（所得税・法人税）の延長

三大都市圏及び人口30万人以上の都市で事業者が一定の貯留施設又は浸透性舗装を設置する際の所得税・法人税に係る特例措置（5年間1割増償却）について、これらの施設のうち浸透性舗装の規模要件を見直したうえで、2年延長

IV. 検討事項

以下の事項については、来年度以降の検討事項とされた。

- ①トン数標準税制の拡充
- ②外航船舶に係る固定資産税の軽減措置の拡充
- ③ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し
- ④小笠原諸島における旅館業用建物等に係る特別償却制度の新設
- ⑤「新しい公共」によるコミュニティ活動支援ファンドへの投資に対する特例措置の創設
- ⑥関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に係る準備金制度等の特例措置の創設

V. その他の事項

以下の事項については延長等が認められた（一部見直しを行うものも含む）。

1. 国土交通省主管事項

- 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長（印紙税）
- 認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長（所得税・法人税）
- 都市の再生を図るための新たな金融支援に関連する特例措置の創設（法人税）

- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（所得税、法人税）
- 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（所得税、法人税）
- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長（法人税）
- 市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長（所得税、法人税）
- 市街地再開発事業により一定の規模の施設建築物が与えられる従前の権利者に対する税額の軽減措置の延長（固定資産税）
- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充（贈与税）
- 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長（所得税、法人税）
- 防災街区整備事業により従前の権利者に与えられる一定の規模の防災施設建築物に対する特例措置の延長（固定資産税）
- JR北海道、四国、九州及び貨物会社の経営の自立等の推進に係る所要の税制上の措置（法人税）

（注）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金の取扱いが決定し、税制上の措置が必要となる場合には、所要の措置を講ずる。

- 都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る特例措置の延長（固定資産税、都市計画税）
- 鉄道駅総合改善事業費補助を受けて取得する鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
- 低床型路面電車に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
- 鉄道・運輸機構の行う基盤整備事業に伴い旅客会社等が取得した建物の所有権移転登記の特例措置の延長（登録免許税）
- 特定の事業用資産の買換え等の特例措置（航空機騒音障害区域）の延長（所得税、法人税）
- 航空機に使用する部分品等に係る免税措置の延長（関税）

2. 他省庁主管事項

- 投資法人の導管性要件である投資口国内50%超募集要件の見直し（法人税、法人住民税、事業税）
- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の軽減措置の改組（登録免許税）
- 中小企業等の貸倒引当金の特例（法人税）
- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく不動産取得税の軽減措置の延長（不動産取得税）

- 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）
- 過疎地域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（所得税、法人税）
- 振興山村における工業用機械等の特別償却の延長（所得税、法人税）
- 過疎地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（所得税、法人税）
- グリーン投資減税（所得税、法人税）
- 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置の延長（固定資産税、都市計画税）
- 低公害車燃料等供給施設の用に供する一定の償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

VI. 見直し事項

以下の事項については、見直すこととされた。

1. 国土交通省主管事項

- まち再生促進税制の縮減（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税）
（注）今年度適用期限を迎えるものについては廃止。
- 認定事業用地適正計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の廃止（不動産取得税）
- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る課税標準の特例措置の廃止（事業所税）
- 半島振興対策実施地域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の廃止（所得税、法人税）
- 離島振興対策実施地域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の廃止（所得税、法人税）
- 中心市街地活性化に資する資産の買換え等の特例措置の廃止（所得税、法人税）
- 流通業務地区における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の廃止（所得税、法人税）
- 特定民間再開発事業の建築物等における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の廃止（法人税）
- 自動二輪車駐車場整備促進に係る課税標準の特例措置の廃止（不動産取得税、固定資産税）
- 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置の廃止（固定資産税）
- 河川立体区域制度の活用による河川整備に係る課税標準の特例措置の廃止（不動産取得税）

- 市街化区域又は既成市街地等の地域内における特定建物の建築のための特定の事業用資産の買換等の特例措置の廃止（所得税、法人税）
- 生活環境施設の整備に関する事業における特定の事業用資産の買換等の特例措置の廃止（所得税、法人税）
- 認定建替計画（特定防災機能向上型）に係る事業用資産の買換特例の廃止（所得税、法人税）
- 認定建替計画に係る区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の廃止（不動産取得税）
- 独立行政法人住宅金融支援機構の直接融資に係る登録免許税の非課税措置の廃止（登録免許税）
- 独立行政法人都市再生機構が附則業務として不動産を取得した場合の非課税措置の廃止（不動産取得税）
- 交通バリアフリー設備の特別償却制度の廃止（所得税、法人税）
- 駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した施設に係る課税標準の特例措置の廃止（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）
- ICカード乗車券の共通化・相互利用化のために取得する設備に係る課税標準の特例措置の廃止（固定資産税）
- 特定の事業用資産の買換等の場合の特例措置の廃止（内航船舶から船舶以外の減価償却資産への買換等）（所得税、法人税）

2. 他省庁主管事項

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例（控除限度額の割増）の廃止（所得税、法人税）
- 中小企業等基盤強化税制（経営革新計画）の廃止（所得税、法人税）
- 商工組合等の留保所得の特別控除の廃止（法人税）
- 事業革新設備等の特別償却制度の廃止（所得税、法人税）
- 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除の廃止（所得税、法人税、法人住民税、事業税）
- エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の廃止（所得税、法人税）
- 新潟県中越地震災害による被災代替家屋等に係る特例措置の廃止（固定資産税、都市計画税）
- 能登半島地震災害による被災代替家屋等に係る特例措置の廃止（固定資産税、都市計画税）
- 能登半島地震災害による被災代替償却資産に係る特例措置の廃止（固定資産税）
- 新潟県中越沖地震災害による被災代替償却資産に係る特例措置の廃止（固定資産税）
- 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の廃止（所得税、法人税）